

令和 6 年 1 月 3 0 日

第 1 回 笠松町議会臨時会議案

目 次

- 第 1 号報告 専決処分の報告について
- 第 1 号議案 令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について
- 第 2 号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 3 号議案 福祉健康センター空調機改修工事請負契約の締結について
- 第 4 号議案 道路（舗装）修繕工事請負契約の一部変更について
- 第 5 号議案 令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（第 8 号）について

第 1 号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 1 月 30 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- 1 令和 5 年 12 月 13 日 専 決
財物事故に係る損害賠償の額

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、町議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 ５ 年 １ ２ 月 １ ３ 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

財物事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 相手方 各務原市在住 男性
- 2 事故の概要 令和５年１０月１０日笠松町米野地内の町道を自動車で走行
中、道路の穴に自動車右前後タイヤがはまり損傷した。
- 3 損害賠償額 金 ７, ９ ２ ０ 円

第 1 号議案

令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 6 年 1 月 30 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 6 年 1 月 10 日 専 決

令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）

令和6年1月10日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和5年度笠松町一般会計補正予算書

令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）

令和5年度笠松町の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,312,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

中

令和6年1月10日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
18 繰入金	繰入金	297,617	1,427	299,044	
	2 基金繰入金	287,026	1,427	288,453	
歳入	合計	8,311,345	1,427	8,312,772	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		977,789	1,427	979,216	
	1 総務管理費	439,626	1,427	441,053	
歳出	合計	8,311,345	1,427	8,312,772	

第 2 号議案

笠松町手数料条例の一部を改正する条例について

笠松町手数料条例（平成 12 年笠松町条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 月 30 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町手数料条例の一部を改正する条例

笠松町手数料条例（平成 12 年笠松町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項を次のように改める。

1 戸籍法 （昭和 2 2 年法律 第 224 号。以下こ の項にお いて「法」 という。） の施行に 関する事 務	（1） 法第 10 条第 1 項、法第 10 条の 2 第 1 項若しくは 同条第 3 項から第 5 項までの規定に 基づく戸籍の謄本 若しくは抄本の交 付又は法第 120 条第 1 項若しくは 法第 120 条の 2 第 1 項の規定に基 づく戸籍証明書の 交付（条例で定め るところにより無 料で証明を行うこ と	戸籍謄抄本交 付手数料又は 戸籍証明書交 付手数料	1 通につき	450	
--	---	------------------------------------	--------	-----	--

	ができる旨を規定する法律の規定に基づき、証明を請求するものを除く。以下この項において同じ。)				
	(2) 法第10条第1項又は法第10条の2第1項若しくは同条第3項から第5項までの規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項 証明書交付手数料	証明事項1 件につき	350	
	(3) 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この項において同	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1 件につき	400	

じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
(4) 法第12条の2において準用する法第10条第1項、法第10条の2第1項若しくは同	除籍謄抄本交付手数料又は除籍証明書交付手数料	1通につき	750	

条第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは法120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付				
(5) 法第12条の2において準用する法第10条第1項又は法第10条の2第1項若しくは同条第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項 証明書交付手数料	証明事項1 件につき	450	
(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700	

に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
(7) 法第48条第1項(法第117条において準用する	戸籍受理証明書等交付手数料	1通につき	350 (婚姻、離婚、養	

場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付			子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円)	
(8) 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	戸籍届出等閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350	

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

第 3 号議案

福祉健康センター空調機改修工事請負契約の締結について

令和 6 年 1 月 26 日地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づき、仮契約した福祉健康センター空調機改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、同法第 96 条第 1 項第 5 号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年笠松町条例第 9 号）第 2 条の規定により町議会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 30 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 福祉健康センター空調機改修工事 |
| 2 契約の金額 | 金 53,427,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 岐阜県瑞穂市生津外宮東町 2 丁目 38 番地
株式会社三愛
代表取締役 中川 善信 |

第 4 号議案

道路（舗装）修繕工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 9 月 1 4 日議決の道路（舗装）修繕工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、令和 6 年 1 月 1 9 日付けで変更仮契約した同工事について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により町議会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 3 0 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

道路（舗装）修繕工事

1	契約の金額	変更前	金 5 5, 0 0 0, 0 0 0 円
		変更後	金 5 7, 3 4 4, 1 0 0 円

令和 5 年度笠松町一般会計補正予算書

第 5 号 議 案

令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度笠松町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 2 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 3 1 4, 6 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 月 3 0 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
18歳	款入	項	補正前の額	補正額	計
	金		299,044	1,925	300,969
		2基金繰入金	288,453	1,925	290,378
	歳入	合 計	8,312,772	1,925	8,314,697

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 教 育 費		1, 0 6 5, 2 2 8	1, 9 2 5	1, 0 6 7, 1 5 3
	3 中 学 校 費	1 2 6, 8 9 4	4 4 0	1 2 7, 3 3 4
	5 保 健 体 育 費	2 7 5, 8 8 5	1, 4 8 5	2 7 7, 3 7 0
歳 出 合 計		8, 3 1 2, 7 7 2	1, 9 2 5	8, 3 1 4, 6 9 7